

環境研究総合推進費

令和2年度新規課題公募要領

令和元年9月



独立行政法人 **環境再生保全機構**

目 次

I.	はじめに	1
1.	本公募要領の構成	1
2.	推進費の業務移管	1
3.	推進費の目的と研究の性格	1
4.	研究開発の対象	2
II.	推進費〔全公募区分〕の共通事項	5
1.	応募手続き	5
2.	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法	5
3.	審査方法	9
4.	重複応募の制限	11
5.	応募に当たっての留意事項	12
6.	採択後の留意事項	16
III.	推進費〔委託費〕に関する事項	19
1.	公募区分の詳細	19
2.	公募要件（委託費の公募区分共通）	23
3.	委託研究契約締結等に係る留意事項	26
IV.	推進費〔補助金〕に関する事項	31
1.	公募区分の詳細	31
2.	公募要件	31
3.	補助金の応募に当たっての留意点	32
4.	補助金の交付決定等に係る留意事項	34
	（別表）間接経費の主な使途の例示	38
V.	公募に関するお問い合わせ先	39

I. はじめに

1. 本公募要領の構成

本公募要領は、環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）令和2年度新規課題の公募内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、以下のⅠ～Ⅴ及び別表で構成されています。

- Ⅰ. はじめに
- Ⅱ. 推進費[全公募区分]の共通事項
- Ⅲ. 推進費[委託費]に関する事項
- Ⅳ. 推進費[補助金]に関する事項
(別表) 間接経費の主な使途の例示
- Ⅴ. 公募に関するお問い合わせ先

今回の公募における重点的な研究開発テーマについては、以下の資料も併せてご参照ください。

別添資料 令和2年度新規課題に対する行政ニーズについて

推進費には、[委託費]または[補助金]で実施する研究があり、これらは、応募要件等に違いがありますので、応募予定の公募区分に該当するⅢ及びⅣのページをご参照ください。

応募書類の不備による不受理や提出期限に間に合わない等の事態について、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という）は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

2. 推進費の業務移管

平成28年10月1日より、それまで環境省で行っていた推進費の一部業務が、機構に移管され、新規課題の公募及び審査、研究費の配分・契約、中間・事後評価等の業務を機構において行っています。なお、推進費の基本方針の検討・策定、環境省の行政ニーズの策定・提示、環境政策への活用及び推進費制度全体の管理・評価については、引き続き環境省で実施しています。

3. 推進費の目的と研究の性格

○環境政策に貢献することを目的としています。

推進費は、調査研究による科学的知見の集積や環境分野の技術開発等を通じ、気候変動緩和策及び適応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための数々の環境問題を解決に導くための政策（以下「環境政策」という。）への貢献・反映を図ることを目的としています。このため、想定される研究成果により環境政策への貢献が期待できることが、採択の条件となります。

○競争的資金です。

推進費により実施する研究課題は、研究者より応募された研究課題候補を、外部学識経験者等による審査に付し、環境行政上の意義、科学的・技術的意義、研究体制・研究計画の妥当性、目標の達成可能性・期待値、成果の波及・貢献度等の観点から評価した上で、環境に関する国内外の動向に即して競争的に選定・採択します。

4. 研究開発の対象

(1) 公募区分

令和2年度新規課題の公募区分は、表1のとおりです。詳細は、Ⅲ及びⅣをご参照ください。

表1 公募区分

公募区分		年間研究開発費 の支援規模 (間接経費・消費税を含む)	研究期間	e-Rad 上の 公募区分
推進費 〔委託費〕	(1) 環境問題対応型研究	40 百万円以内	3 年以内	環境研究総合 推進費 (委託費)
	(2) 革新型研究開発 若手枠 ^(*1)	6 百万円以内	3 年以内	
	(3) 戦略的研究開発 (I)	300 百万円以内	5 年以内	
	(4) 課題調査型研究 ^(*2)	13 百万円以内	2 年以内	
	(5) 戦略的研究開発 (II)	100 百万円以内	3 年以内	
推進費 〔補助金〕	(6) 次世代事業 (補助率1/2) ^(*3)	200 百万円以内	3 年以内	環境研究総合 推進費 (補助金)

(* 1) 革新型研究開発 若手枠については、一定の予算枠を設けた上で審査・採択を行います。研究代表者及び研究分担者のすべてが令和2年4月1日時点で40歳未満であることを要件とします。

(* 2) 課題調査型研究は、環境省が研究テーマを提示して実施する**戦略的研究開発 (I) のフィージビリティ・スタディー (FS) 研究**として行うものです。

(* 3) 次世代事業については、本要領 p31を参照してください。

(2) 公募研究領域と重点課題

令和2年度新規課題の公募は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月環境大臣決定）（以下「推進戦略」という。）の構成に沿った5つの研究領域で行います。5領域とそれらに対応する重点課題は、表2のとおりです。

表2 公募研究領域と重点課題

研究領域	各領域に対応する「推進戦略」の重点課題
統合領域	<p>【重点課題①】 持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示</p> <p>【重点課題②】 ビジョン・理念の実現に向けた研究・技術開発</p> <p>【重点課題③】 持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革</p> <p>【重点課題④】 環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用</p> <p>【重点課題⑤】 災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発</p> <p>【重点課題⑥】 グローバルな課題の解決に貢献する研究・技術開発（「海洋プラスチックごみ問題への対応」）</p>
気候変動領域	<p>【重点課題⑦】 気候変動の緩和策に係る研究・技術開発</p> <p>【重点課題⑧】 気候変動への適応に係る研究・技術開発</p> <p>【重点課題⑨】 地球温暖化現象の解明・予測・対策評価</p> <p>※【重点課題⑦】 気候変動の緩和策に係る研究・技術開発のうち、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する技術開発等は推進費の公募対象としません。</p> <p>※本領域における研究・技術開発は、特定の産業の発達、改善、調整を目的としているものではありません。</p>
資源循環領域	<p>【重点課題⑩】 地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築に関する研究・技術開発</p> <p>【重点課題⑪】 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する研究・技術開発</p> <p>【重点課題⑫】 社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保に関する研究・技術開発</p>
自然共生領域	<p>【重点課題⑬】 生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発に向けた研究</p> <p>【重点課題⑭】 生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発</p>
安全確保領域	<p>【重点課題⑮】 化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究</p> <p>【重点課題⑯】 大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究</p>

○「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月環境大臣決定）については、以下をご参照ください。

<https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

(3) 行政ニーズ

環境省各部局の研究開発ニーズを踏まえ、今回の公募では、前項で示した公募研究領域のうち、特に「別添資料 令和2年度新規課題に対する行政ニーズについて」に記した行政ニーズに適合する研究開発の提案を重視します。

(4) 特に提案を求める研究開発テーマ

令和2年度の新規課題公募では、以下の課題を重点的に募集します。

- 1) 推進戦略を踏まえ、第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）に示された地域循環共生圏及び統合イノベーション戦略2019（令和元年6月閣議決定）に示されたSociety5.0の実現に向けた研究課題。

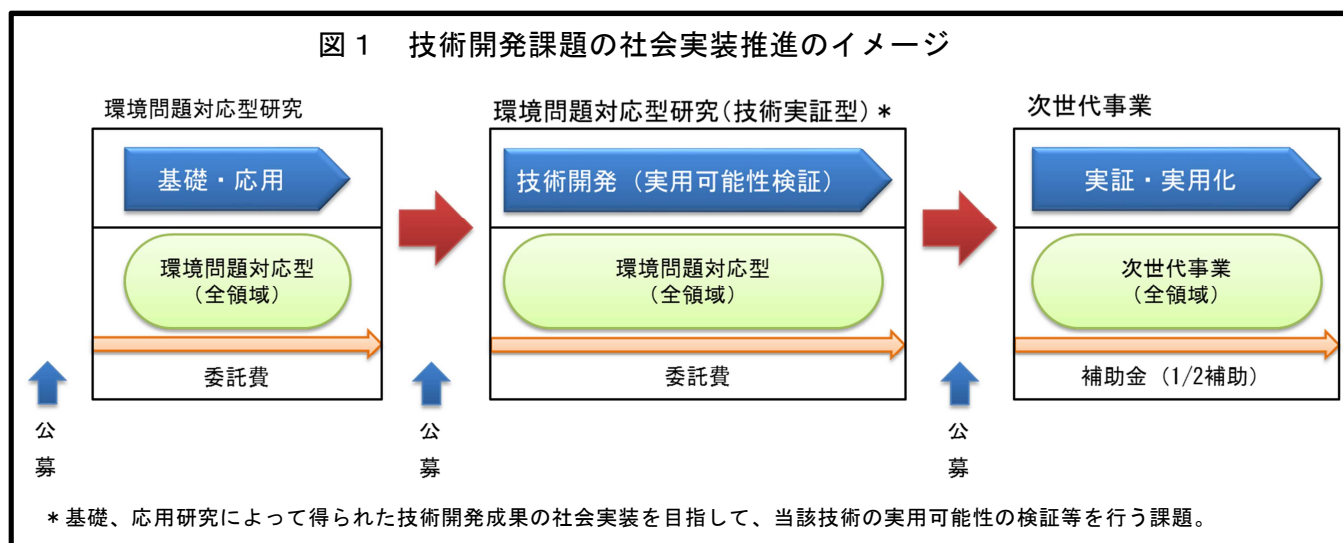
○第五次環境基本計画 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/108982.pdf>

○統合イノベーション戦略2019 <https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html>

- 2) 平成30年6月に公布された気候変動適応法を踏まえた、気候変動への適応に関する研究課題のうち、地方公共団体、地域の研究機関・大学（気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとなることが想定される機関を含む。）など、地域の関係者が連携して行い、他地域の適応策にも貢献しうる研究課題。

○気候変動適応法 <https://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>

- 3) 推進戦略に掲げる重点課題の解決に資する技術開発の成果の社会実装を進めるため、それらの実用可能性の検証を行う課題（環境問題対応型研究（技術実証型））や実証・実用化を図る事業（次世代事業）（※図1参照）。



(5) 過去の採択実績・実施中の研究課題について

過去の採択実績・実施中の研究課題については、以下の過去の報道発表資料をご参照ください。応募を予定している研究がどの研究領域に該当するのか判断が難しい場合や、過去の公募における応募件数及び採択課題数等については過去の採択課題を参考にしてください。

○平成31年度環境研究総合推進費における新規課題の採択決定について

https://www.erca.go.jp/erca/pressrelease/pdf/20190308_1.pdf

○平成30年度環境研究総合推進費における新規課題の採択決定について

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/news/2018/pdf/press20180315.pdf>

○平成29年度環境研究総合推進費における新規課題の採択決定について

<http://www.erca.go.jp/suishinhi/news/2017/pdf/press20170310.pdf>

II. 推進費 [全公募区分] の共通事項

1. 応募手続き

(1) 応募方法

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）での応募とします。

また、郵送による書類の提出が必要な場合があります。推進費 [委託費] と推進費 [補助金] で必要な書類が異なりますので、それぞれⅢ.（p19～）又はⅣ.（p31～）をご参照ください。

(2) 応募期間の主なスケジュール

公募開始	令和元年9月27日（金）15時
公募締め切り	令和元年11月1日（金）17時 (e-Radでの応募書類の受付期限)

例年、締切間近に申請が集中し、e-Radの受付処理が滞る事態が生じています。十分な余裕をもって申請してください。

また、e-Radでの応募に当たっては、公募区分毎にシステムへの入り口が異なりますので（本要領p2の表1の「e-Rad上の公募区分」欄を参照）、くれぐれもご注意ください。間違えた入り口から入り、別の公募区分に応募した場合は、機構にご相談ください。ただし、締切後は、公募区分の変更はできず不受理となりますので、ご注意ください。

※e-Radシステムへの登録について

推進費の応募に当たっては、e-Radシステムへの登録（研究機関・研究者情報）が必要です。登録には2週間程度の時間がかかりますので、未登録の場合には余裕をもって登録手続きをしてください。

※締切日時は、記入ミス等の訂正による再提出も含めた締切日時です。訂正版の提出でも締切時刻を過ぎると一切受理できませんのでご注意ください。

※受付期間以降に到着した書類のうち、遅延が機構における事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募課題として受け付けません。

2. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法

(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」にて受け付けます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。
なお、e-Radは平成30年2月28日から、新システムに移行しました。

（２）システムの操作方法に関するお問い合わせ先

操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）から参照又はダウンロードすることができます。

e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受付けます。ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

（なお、ポータルサイトのトップページ最下段に、研究者及び研究機関向け情報提供ページへのリンクが設けられていますので、適宜ご参照ください）

（３）e-Rad使用に当たる事前登録

１）研究機関の登録

研究代表者が所属する研究機関及び研究分担者が所属する研究機関が、応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

２）研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者及び研究に参画する研究分担者は、研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は、所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、文部科学省e-Rad運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

なお、研究分担者の雇用等の関係で応募時の登録が困難な場合は、研究開始後、速やかに登録を行ってください。

（４）e-Radの使用に当たっての留意事

１）e-Radの利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

※ヘルプデスク運用時間は、国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00となります。

2) 公募区分毎のシステム入り口

e-Radでの応募に当たっては、公募区分毎にシステムへの入り口が異なります（本要領 p 2 の表 1 「e-Rad上の公募区分」欄を参照）ので、ご注意ください。

3) 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、e-Radを経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

4) 応募書類の修正依頼に際しての自動発出メール

応募書類等に修正を要する点が発見された場合、配分機関（機構）担当者がe-Rad上で「修正依頼」の措置をとります。「修正依頼」が行われると、e-Radシステムから「詳細は（配分機関担当者）に至急連絡をとってください。」とのメールが自動発出されますが、修正を要する具体的な内容については別途メール等で配分機関担当者からご連絡しますので、応募者側から問い合わせをいただく必要はありません。

5) 研究者情報のresearchmap への登録について

researchmap (<http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、応募者は、researchmap に登録するよう、ご協力をお願いします。

6) e-Radからの内閣府への情報提供等について

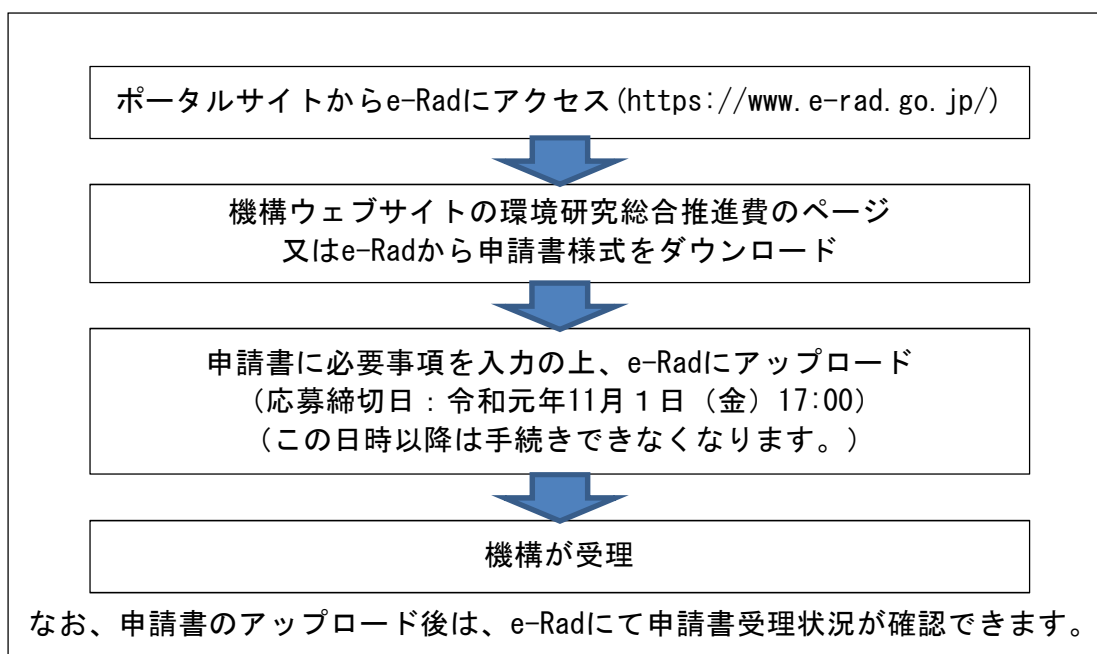
第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議（GSTI）及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

7) e-Rad上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関するe-Rad上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本制度のウェブサイトにおいて公開します。

(4) e-Radシステムを利用した応募の流れ



(5) システム上で提出するに当たっての留意点

ファイル種別	<p>○作成した申請様式ファイルは、PDF形式でのみアップロード可能となっています。（e-Radには、Wordや一太郎ファイルのPDF変換機能があります。また、お使いのPCで利用できるPDF変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。）</p> <p>○応募様式は、Wordファイルで提供しています。それぞれ、<u>以下の内容を1つのPDFにしてアップロードしてください。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・推進費 [委託費] : 申請書と承認書等をPDF化・推進費 [補助金] : 申請書と承認書等をPDF化
画像ファイル形式	<p>○提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。</p>
ファイル容量	<p>○申請書の容量は、3MBを目途として作成してください。</p>
その他	<p>○提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」、「受理済」又は「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。</p>

	<p>応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって所属研究機関の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、所属研究機関の承認が行われる必要があります。所属研究機関を経由せずに申請している研究者は、機構まで連絡してください。</p> <p>○上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>○研究代表者が責任を持ってe-Radを経由して機構へ提出してください。</p> <p>○応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、本公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。</p>
--	--

3. 審査方法

審査は非公開で、原則として5つの研究部会毎に以下の手順で行います。なお、申請書は日本語で記載されたもののみ審査対象とします。各研究部会の担当研究領域は、本要領 p 3 の表 2 に示したとおりです。

審査の主なスケジュール（予定）

公募期間	9月27日（金）～11月1日（金）
プレ審査の実施	11月上旬
一次審査（書面）の実施	11月中旬～12月上旬
一次審査（書面）結果通知	12月下旬
二次審査（ヒアリング）の実施	令和2年1月中旬～2月中旬
二次審査（ヒアリング）結果通知（採択・内定）	2月下旬

※それぞれの審査結果は研究代表者宛に郵送でお知らせします。

（1）プレ審査（資格・要件チェック、研究部会の振り分け）

応募書類に記載された研究対象、研究代表者、研究課題の各項目が要件を満たしているかどうかについて機構及びP0（P0についてはp17参照）が審査するとともに、第一次・第二次審査を担当する研究領域に振り分けます（申請書に記載されている領域とは別の領域に再振り分けすることがあります）。プレ審査の段階で、以下に該当することが判明した場合は、以降の審査を行わず不採択とする場合がありますのでご注意ください。不採択の場合は、令和元年11月下旬頃に郵送でお知らせします。

- ア. 当該研究が、本要領 p 3 に示した公募研究領域のいずれにも該当しない場合
- イ. 当該研究により見込まれる環境政策への貢献について記されていない場合
- ウ. 研究内容が環境省の他の研究開発資金の対象であると考えられる場合（※）
- エ. 応募書類の不備等により、資格・要件チェックや研究計画の評価に支障がある場合

オ. 当該課題が、本要領 p 2 に示した公募区分の趣旨に反する場合

※環境省の研究開発資金の例

○CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

(対象：エネルギー起源CO2の排出削減技術開発)

【平成31年度(2019年度) CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業の一次公募について】

https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/biz_local/30_13_1/31co2.html

【平成30年度CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業の公募について】

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/30_a43_1/30co2.html

【平成29年度CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業の公募について】

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/29_a01/29co2.html

○地球環境保全試験研究費（地球一括計上）

(対象：中・長期的な地球観測モニタリングの支援)

<https://www.env.go.jp/earth/study/kenkyuhi/index.html>

(2) 第一次審査（書面評価）

プレ審査を通過した応募課題について、外部学識経験者が書面にて審査を行います。審査結果及び第二次審査の日時は、令和元年12月下旬頃に郵送でお知らせします。

(3) 第二次審査（ヒアリング評価）

第一次審査を通過した応募課題について、令和2年1月中旬～2月中旬にヒアリングを行います。この審査では、研究代表者によるプレゼンテーション及び質疑応答に対し、外部学識経験者及び環境省担当者が審査を行い、採択課題候補案を選定します。この案は、外部学識経験者からなる環境研究推進委員会に諮ります。

なお、ヒアリングでのプレゼンテーション及び質疑応答は日本語で行います。第二次審査の日程は機構ウェブサイト (<https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/>) に掲載します。

(4) 審査の観点

応募課題の審査は、①必要性（環境行政上の意義、科学的・技術的意義）、②効率性（研究体制・研究計画の妥当性・研究経費の妥当性）、③有効性（目標の達成可能性・期待値、成果の波及・貢献度等）の3つの観点から総合的に行います。

なお、応募課題の事前評価（第一次審査）に際し、環境省内で応募書類を供覧に付し、各部局／課室の行政施策への貢献度が高いと評価される研究計画に対して推薦を受け付ける仕組み（以下「行政推薦」という。）を設けています。「行政推薦」がなされた場合は、審査に当たって加点要素となります。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針）の環境関連項目に該当するもの」については、審査に当たって加点を考慮します。

詳細については、以下をご参照ください。

○環境省研究開発評価指針（平成29年7月環境省総合環境政策統括官決定）

<https://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>

○経済財政運営と改革の基本方針2019

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/decision0621.html>

（5）令和2年度の新規課題の採択数と審査結果の通知及び採択の予定

新規課題の採択数は、令和2年度予算額に応じて決定します。

新規課題の採択は、令和2年2月に開催予定の環境研究推進委員会における審議を踏まえ、機構が決定します。審査結果は、2月下旬に、評価コメントと併せて研究代表者へ郵送でお知らせします。なお、採択に当たって、研究課題名、研究チームの構成、研究計画等に条件が付される場合があります。特に、研究計画等に条件が付される場合、申請額が査定により減額される場合があります。

また、採択された研究課題に係る研究代表者・研究分担者、研究計画の概要等は機構ウェブサイトに掲載するほか、印刷物により公表することがあります。

不合格（プレ審査、第一次審査、第二次審査）の通知に関し、不合格理由に対する問い合わせには一切応じません。

（6）採択の陳情について

研究課題の採択審査は外部委員が行うため、機構及び環境省へ採択の陳情を行うことは全く意味がありませんので厳に慎んでください。仮に応募課題の関係者から陳情があった場合は、陳情者が当該研究課題に参画予定の研究者本人か否かを問わず、応募された研究課題は無条件で審査及び採択対象から除外します。また、第一次審査及び第二次審査とも、合否通知以前に機構及び環境省へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

また、外部委員については、採択する研究課題が決定した後、ウェブサイトで公表しますが、研究代表者・研究分担者は、採択後であっても評価に係る事項に関して外部委員と接触してはいけません。

（7）虚偽記載への対応について

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4. 重複応募の制限

（1）推進費で令和2年度継続予定の研究課題の研究代表者は応募できません

推進費で令和元年度に研究実施中で、令和2年度も継続予定の研究課題の研究代表者（戦略的研究開発においてはプロジェクトリーダー（PL）及びテマリーダー（TL））は、今回実施する令和2年度新規課題公募に、研究代表者として応募することはできません。

ただし、継続予定の研究に支障を及ぼさない範囲で、研究分担者等として参画することは差支えありません。

(2) 研究代表者として複数の応募をすることはできません

今回実施する令和2年度新規課題公募に、研究代表者（戦略的研究開発においてはプロジェクトリーダー（PL）及びテマリーダー（TL））として複数の応募をすることはできません。研究代表者として実施する研究課題の提案は、推進費全体で1件のみに絞ってご応募ください。

なお、研究代表者として応募するもの以外の研究課題に、研究分担者（戦略的研究開発におけるサブテマリーダーを含む）等として参画することは差支えありません。ただし、戦略的研究開発のプロジェクトリーダー（PL）及びテマリーダー（TL）は、当該戦略的研究開発において、複数のサブテマリーダーに応募することは出来ません。

(3) 同一の戦略的研究開発において複数のサブテマリーダーに応募をすることはできません

戦略的研究開発にサブテマリーダーとして応募する場合は、同じ戦略的研究開発の他のサブテマリーダーに応募することは出来ません。

(4) 既存の助成課題に類似する研究課題の応募をすることはできません

機構を含む他の競争的資金等により実施中の研究課題と内容が類似している研究課題の応募をすることはできません。また、研究代表者・研究分担者は、推進費への応募後、当該応募に係る研究課題と内容が類似する研究課題が、他の競争的資金等の助成対象となった場合は、直ちに機構にご連絡ください。

なお、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の競争的資金担当課（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(5) 公募区分毎の応募要件について

上記（1）～（4）以外にも、公募区分毎に、研究代表者・研究分担者・研究体制等に係る応募要件が定められていますので、応募予定の公募区分に該当するページでご確認ください。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 不正行為等への対応について

機構では、競争的資金に係る不適正経理に対する処分の制度化及び適切な予防措置を講ずること並びに捏造、改ざん、盗用などの不正行為の防止を目的として、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」を制定しており、違反者に対しては厳格な措置をとります。

1) 研究費の不正な使用等に対する措置

研究費の不正な使用等が行われた場合には、研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還の措置を執ることがあります。また、不正の内容等に応じて、推進費及び他府省等の競争的資金制度への申請及び参加の制限措置をとります。

2) 研究機関における研究費の管理・監査体制の整備及び不正行為等への対応に関する措置

研究機関は、自身の責任において研究費の管理・監査の体制を整備すること、研究費の適正

な執行及びコンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講ずることが必要です。また、不正行為等に係る告発等があった場合は、所定の調査等を行い、機構への報告が必要です。これらの対応に不備がある場合、間接経費の削減の措置を執ることがあります。

3) 研究活動における不正行為に対する措置

研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）が認められた場合、その内容に応じて、研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、事実の公表の措置を執ることがあります。また、不正行為に関与した者について、不正の内容等に応じて、推進費及び他府省等の競争的資金制度への申請及び参加の制限措置を執ります。

4) 機構における研究活動の未然不正防止の取組みへの協力

推進費による研究を実施する研究代表者及び研究代表者が当該研究に実質的に参画していると判断する研究者は、不正行為を未然に防止するために研究公正に関するプログラムを履修する必要があります。

上記履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を、原則、推進費による研究期間の初年度内に履修してください。履修状況については、実地検査等により確認することがあります。

ア. CITI Japan e-ラーニングプログラムの履修

イ. 「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）の通読または研究倫理eラーニングコース「eL CoRE」の履修

ウ. 機構が開催する新規課題説明会における研究公正講習会の受講

エ. 研究代表者の所属機関が、上記と内容的に同等と判断したプログラムの履修

詳細については、以下をご参照ください。

○競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な措置について「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成29年6月22日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf

○研究開発費の不適正な経理処理（不正使用及び不正受給）及びデータの捏造等の不正行為に関する規定について

「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」（平成28年10月1日）

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/pdf/kitei.pdf>

○機構から配分される競争的資金を適正に管理するための必要な事項について

「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年9月25日改正 環境省）

https://www.env.go.jp/policy/tech/kansa_guideline.pdf

また、機構が実施する事業に係る研究開発活動の不正行為及び研究費の不正な使用の告発受付窓口を以下のとおり設置しています。

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル3階 TEL : 03-3237-6600 FAX : 03-3237-6610 E-mail : kouseiuketsuke@erca.go.jp
--

(2) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流失し、大量破壊兵器等の製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究代表者が当該推進費研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、所属の研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等HPで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック（2019年第10版）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/>

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版（平成29年10月）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

（3）法令・倫理規程等の遵守について

研究課題の実施にあたり、個人情報の取扱い、生命倫理や安全対策への取組等、法令・倫理規程等に基づく手続きを要する課題は研究機関における倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。倫理規程等に違反して研究を実施した場合は、委託契約を解除し、返還等を求めることがあるほか、一定期間当該研究者が加わる研究に対して委託契約や研究開発費の交付を行わないことがあります。

なお、動物実験を含む研究課題の応募に当たっては、当該動物実験を実施予定の研究機関において定めている動物実験に関する倫理規程等の有無について申請書で申告していただくとともに、当該倫理規程を機構まで提出していただきます。

実験動物の定義については下記を参照ください。

環境省：実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_h180428_88.html

（4）ABS指針の遵守について

遺伝資源の取得の機会（Access）とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Benefit-Sharing）は、生物多様性の重要課題の一つで、Access and Benefit-Sharingの頭文字をとってABSと呼ばれています。

「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」は、生物の多様性に関する条約の3つ目の目的（①生物の多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分）に位置づけられており、条約第15条において次のことが規定されています。

○各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を持ち、遺伝資源への取得の機会（アクセス）について定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属する。遺伝資源にアクセスする際は、提供国の国内法令に従う

○遺伝資源にアクセスする際には、提供国政府による「情報に基づく事前の同意（Prior and informed consent：PIC）」と、提供者との間の「相互に合意する条件（mutually agreed terms：MAT）」の設定が必要

これらのABSに関する基本的なルールが着実に守られるための枠組みとして、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議において、名古屋議定書（正式名称：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書）が採択され、日本は、平成29年5月22日に名古屋議定書を締結、8月20日発効しました。海外の遺伝資源を利用する場合には、これらのABSに関する

国際ルールや、遺伝資源提供国の法令を遵守することが必要です。

また、名古屋議定書に対応した国内措置として、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省の共同告示。以下、「ABS指針」）が平成29年8月20日に施行されており、研究実施にあたっては本指針の遵守をお願いします。

ABSの詳細については下記をご確認ください。

環境省：ABSウェブサイト

<http://abs.env.go.jp/index.html>

（５）中小企業技術革新制度（SBIR制度）による支援について

推進費は中小企業技術革新制度（SBIR制度）の特定指定補助金等として指定されています。SBIR制度とは、中小企業者等による研究開発とその事業化を一貫して支援する制度です。

（事業化までの支援策の概要）

- 1）日本政策金融公庫の低利融資を受けることが可能となります。
- 2）公共調達における入札参加機会が拡大します。
- 3）特許料等が減免になります。
- 4）中小企業信用保険法の特例措置が受けられます。
- 5）中小企業投資育成株式会社法の特例が適用されます。
- 6）小規模事業者設備導入資金助成法の特例が適用されます。

中小企業者等が事業化支援策を受けるためには、SBIR特定補助金等の交付を受ける必要があります。

詳細は以下をご覧ください。

<http://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/subsidy/index.html>

6. 採択後の留意事項

（１）研究実施に係る留意事項

1）行政推薦課室との連携

採択された研究課題のうち行政推薦（※本要領p10（4）を参照）を受けたもの（以下「行政推薦課題」という。）については、研究成果が行政施策に積極的に活用されるよう、当該研究課題を推薦した環境省の各部局／課室（以下「行政推薦課室」という。）に対し、日頃から積極的に情報提供及び意見交換を行い、研究内容と関連行政施策の連携が保たれるように管理しつつ、進捗状況を行政推薦課室と逐次共有しなければなりません。

このため、行政推薦課題の研究者には、行政推薦課室と密な連絡を取りながら研究を進めることが必要です。

2) プログラムオフィサー (P0) による研究支援

機構では、研究経歴のある専任のプログラムオフィサー（以下「P0」という。）をそれぞれの研究課題に対して配置し、研究管理の観点から、研究の進捗状況の確認、評価結果の反映状況のフォロー等を行って、必要に応じ研究計画や成果報告書に対して指導、助言を行います。したがって、研究実施に当たっては、研究に関する情報をP0に逐次共有するなど、十分に連携することが必要です。

3) 研究成果のオープンアクセスの確保

研究代表者等及び研究機関は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果（研究データ等の機械判読可能なファイル形式での公開を含む）のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

4) 国民との科学・技術対話について

国の指針である「国民との科学・技術対話」における各種活動等の実施状況については、中間評価・事後評価の際に考慮することとしています。特に、年間300万円以上（間接経費は含まない）の予算を計上している研究については、当該年度において国民に対して積極的に研究活動の内容や成果を発信することが必須となり、中間評価・事後評価（以下参照）までに実施（開催）していない場合には、マイナス評価となります。

○「国民との科学・技術対話」の推進について

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

5) キックオフ会合、アドバイザーリーボード会合の開催

① キックオフ会合

新規採択された課題の研究初年度の早い時期（7月末まで）に、研究計画に関する関係者間で認識共有（研究目的、内容、問題点、スケジュールの把握等）を行うための会議です。アドバイザー（次項②参照）、P0、機構担当者及び、行政推薦課題又は戦略的研究開発については環境省担当者が出席し、研究の進め方や環境政策への貢献の観点から研究の内容に関し意見を述べたり助言を行ったりします。

② アドバイザーリーボード会合

研究の途中段階で当該分野や関連分野に見識のあるアドバイザー（学識経験者、原則2名から4名程度。戦略的研究開発（Ⅰ）及び（Ⅱ）は3名以上。）を招へいし、研究の進め方等についてアドバイスをいただくための会議です。P0、機構担当者及び行政推薦課題又は戦略的研究開発については環境省担当者も出席し、研究の進捗状況等を確認するとともに、環境政策への貢献の観点から研究の内容に関し意見を述べたり助言を行ったりします。原則として毎年度に1回以上開催していただきます。

③ 開催費用について

キックオフ会合及びアドバイザーリーボード会合の開催に必要な経費は研究費から支出して

いただきますので、研究経費の積算に当たって考慮してください。ただし、P0、機構及び環境省の職員の旅費は計上不要です。

なお、開催準備の詳細は、採択決定後に配布される事務処理説明書を確認してください。

(2) 評価に係る留意事項

1) 中間評価の実施

採択後、研究期間が3年間以上の研究課題においては、研究期間の中間年度に評価委員及び環境省担当者による中間評価を実施します。

○中間評価に先立ち研究成果報告書を作成していただきます。研究の独創性の観点の他、研究成果の行政活用の観点から作成していただきます。

○中間評価において評価が低かった課題又はサブテーマについては、研究計画の変更、経費の減額、研究開発の中止等の措置を執る場合があります。

また、5段階評価の下位3段階の評価を受けた課題については、研究代表者は、研究部会等の指摘及びP0の指導、助言を踏まえ、研究課題における今後の対応方針案を作成し、機構の了承を得てください。なお、対応方針案の作成に当たり、戦略的研究開発（Ⅰ）（Ⅱ）及び行政推薦課題については行政推薦課室と密に連携を取ってください（行政推薦については本要領p10（4）を参照）。

2) 事後評価の実施

研究終了の翌年度に事後評価を行います。

研究が終了した翌年度の5月中旬頃までに、研究期間全体を対象とする「終了研究成果報告書」等を提出していただきます。

また、事後評価に先立って、研究最終年度の3月頃に開催する研究成果報告会において評価委員に対し成果を発表いただきます。

3) 研究終了後の協力依頼事項について

研究終了後に、終了研究成果報告書のとりまとめや環境省による追跡評価アンケート、また機構が主催する研究成果発表会での発表等、ご協力をお願いしています。研究期間（機構との契約期間）が終了しているため、これらに要する費用を推進費の直接経費で支出することはできませんが、採択に当たっての条件であることをご了承ください。

(3) ライフイベント（出産・育児・介護）による研究期間の一時中断について

研究代表者及び研究分担者が育児休業や産前産後の休暇を取得する場合や介護等に際し、研究を一次中断せざるを得ない場合は、事前に機構へご相談ください。諸事情を勘案し、措置を検討します。

Ⅲ. 推進費〔委託費〕に関する事項

1. 公募区分の詳細

(1) 公募研究領域

推進費〔委託費〕では、本要領 p 3 の表 2 に示した全ての研究領域に係る研究課題を公募します。

(2) 公募区分

1) 環境問題対応型研究

個別又は複数の環境問題の解決に資する研究プロジェクトです。公募に際して、本要領 p 3 の表 2 に示した全ての研究領域を対象とし、また、本要領 p 1 の「I. 3. 推進費の目的と研究の性格」に則り、想定される研究成果により環境政策への貢献が期待できる研究課題を広く公募します（※研究体制例は図 2 参照）。

令和 2 年度より、技術開発を目的とする課題について、新たに技術実証型（基礎、応用研究によって得られた技術開発成果の社会実装を目指して、当該技術の実用可能性の検証等を行う課題）の区分を設けて、公募を行います。過去に採択された環境問題対応型研究によって得られた技術開発成果の社会実装を目指して、再度、技術実証型に応募することも可能です。推進費以外の研究によって得られた技術開発成果をもって応募することも可能です。

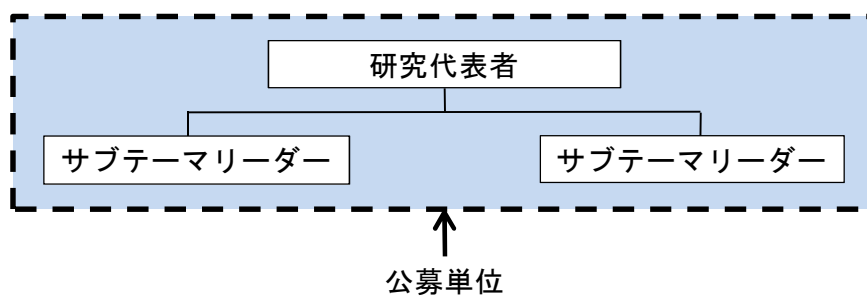
令和 2 年度の公募において環境省が特に提案を求める行政ニーズについては、「別添資料 令和 2 年度新規課題に対する行政ニーズについて」に示していますのでご参照ください。

応募に当たっては本要領 p 3 の表 2 に示した研究領域及び各領域に対応する重点課題を選択し、必ず申請書に記載してください。ただし、審査の過程で研究領域を変更させていただく場合があります。行政ニーズの選択は任意です。

○予算規模：年間40百万円以内（間接経費、消費税を含む）

○研究期間：3 年を基本としますが、1～3 年の範囲で研究可能です。

図 2 環境問題対応型研究及び革新型研究開発の研究体制（例）



2) 革新型研究開発 若手枠

基本的な仕組みや目的は、上記 1) の環境問題対応型研究と同様ですが、新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの募集枠です。公募に際して、本要領 p 3 の表 2 に示した環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します（※研究体制例は図 2 参照）。

研究代表者及び研究分担者のすべてが令和 2 年 4 月 1 日時点で 40 歳未満であることを要件

とします。(出産・育児による休業のため研究活動ができなかった者に対し、年齢制限を緩和する場合があります。緩和を希望する場合は、事前に機構へご相談ください。)

若手枠については一定の予算枠を設け、重点的に採択する予定です。

○予算規模：年間6百万円以内(間接経費、消費税を含む)

○研究期間：3年を基本としますが、1～3年の範囲で研究可能です。

3) 戦略的研究開発 (I)

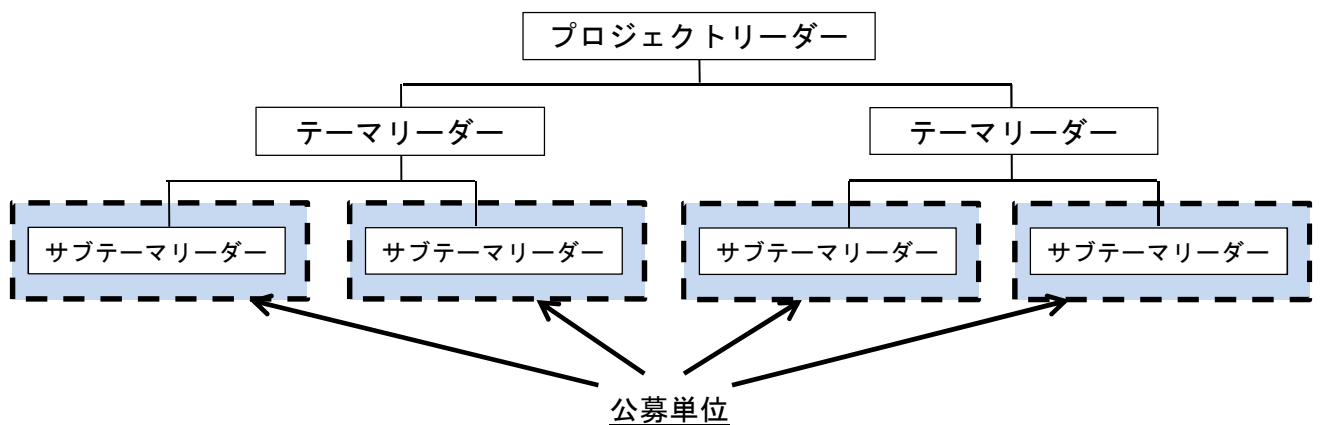
我が国が世界に先駆けて、又は国際的な情勢を踏まえて、特に先導的に重点化して進めるべき大規模な研究プロジェクト、又は個別研究の統合化・シナリオ化を行うことによって我が国が先導的な成果を上げることが期待される統合的な大規模の研究プロジェクトです。

公募に際し、あらかじめ環境省が研究プロジェクトの大枠として戦略研究テーマを提示し、その戦略研究テーマを構成するにふさわしい研究課題を公募します。令和2年度は、「気候変動影響予測・適応評価の総合的研究(S-18)」について募集します。各プロジェクトの公募詳細については別添資料をご参照ください。採択された研究課題は、戦略研究プロジェクトを構成するテーマに属するサブテーマ(※図3参照)となります。

○予算規模：プロジェクト全体の年間総額300百万円以内(間接経費、消費税を含む)
(テーマ当たり1千万～数千万円程度)

○研究期間：5年間

図3 戦略的研究開発 (I) 及び (II) の体制図 (例)



・戦略的研究開発 (II) は、1プロジェクトあたり3テーマ以内で構成されます。

・戦略的研究開発 (I) 及び (II) の採択後の契約は、以下のとおりの流れになります。

①機構とテーマリーダーの所属する研究機関が委託契約

②テーマリーダーの所属する研究機関とサブテーマリーダーの所属する研究機関が共同実施契約(①の契約において共同実施費として計上)

4) 課題調査型研究（戦略的研究開発（Ⅰ）のFS研究）

戦略的研究開発（Ⅰ）の形成に先立ち、適切な戦略研究の実施可能性を検討するため、実施の具体的方途について事前に検討・分析・提案を行う研究を公募します（※研究体制例は図4参照）。

令和2年度は、「海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた総合的政策（1-6）」及び「短寿命気候強制因子による気候変動・水循環等への影響に対応する適応・緩和策推進（2-5）」について募集します。公募詳細については別添資料をご参照ください。戦略的研究開発（Ⅰ）のフィージビリティスタディ（FS）として、研究計画や研究体制の構築について検討するものです。申請書の「1 研究目的」には、戦略的研究開発（Ⅰ）として実施する場合の研究課題（テーマ等）、研究体制、研究方法等についての構想を記載してください。

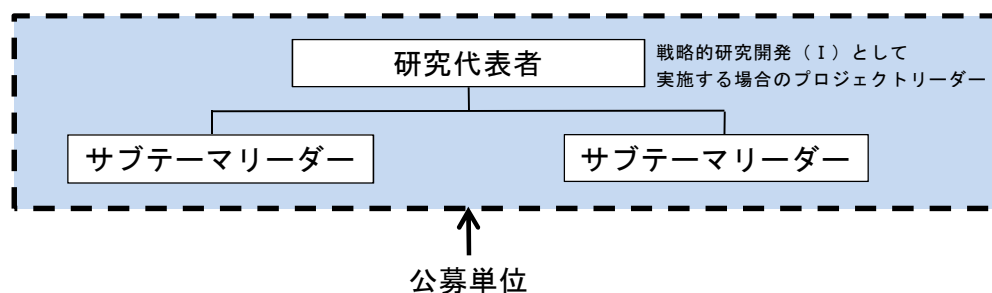
採択された場合には、行政側との密な連携及び通常の実研究者会合に加えて、行政が主催する戦略的研究開発（Ⅰ）に向けた検討会への参加を義務づけます。

最終的に戦略的研究開発（Ⅰ）としての研究プロジェクトを実施するかどうかについては、研究成果により評価・決定されます。その結果、戦略的研究開発（Ⅱ）（短期間（3年以内）で進める中規模の研究プロジェクト）等として実施される場合や課題調査型研究の時点で研究終了となる場合があります。

○予算規模：年間13百万円以内（間接経費、消費税を含む）

○研究期間：2年以内の範囲で設定可能ですが、1年間を基本とします。ただし、2年の研究期間とする場合は、応募様式にその理由を記してください。なお、1年の研究期間であっても、研究実施後において戦略的研究開発（Ⅰ）に移行するに当たって更なる検討を要すると判断された場合、更に1年の研究実施を求める場合があります。

図4 課題調査型研究（戦略的研究開発（Ⅰ）のFS研究）の研究体制（例）



・研究代表者はサブテーマリーダーと協力して、戦略的研究開発（Ⅰ）プロジェクトとして実施する場合の研究課題、研究体制、研究方法等について検討します。

5) 戦略的研究開発（Ⅱ）

我が国が国際的に先駆けて又は国内外の情勢を踏まえて、特に短期間（3年以内）で重点的に進めるべき中規模の研究プロジェクトです。

公募に際し、あらかじめ環境省が研究プロジェクトの大枠として戦略研究テーマを提示し、その戦略研究テーマを構成するにふさわしい研究課題を公募します。令和2年度は、「水俣

条約の有効性評価に資するグローバル水銀挙動のモデル化及び介入シナリオ策定（SII-6）」及び「新たな海洋保護区（沖合海底自然環境保全地域）管理のための深海を対象とした生物多様性モニタリング技術開発（SII-7）」について募集します。各プロジェクトの公募詳細については別添資料をご参照ください。採択された研究課題は、戦略的研究開発（II）を構成するテーマに属するサブテーマ（※図3参照）となります。

○予算規模：プロジェクト全体の年間総額100百万円以内（間接経費、消費税を含む）
（テーマ当たり1千万～数千万円程度）

○研究期間：3年間

2. 公募要件（委託費の公募区分共通）

（1）研究代表者の要件（要件①～③をすべて満たすこと）

応募は、1人の研究者が単独で研究を行う場合は当該研究者に、また、複数の研究者（複数の研究機関を含む）が研究チームを構成して研究を行う場合は研究チームの代表者（以下「研究代表者」という。）に行っていただきます。

研究代表者は、応募した研究課題の内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有する者としてします。また、研究課題が採択された後は、研究代表者は、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究分担者の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究分担者の分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、進捗管理を行うこととなります。

原則として、研究期間中の研究代表者の変更はできません。健康上の問題等の不測の事態により、研究代表者の研究の継続が困難となった場合は、採択時に審査を受けた研究部会における審議を経て対応を決定することとします。

① 日本国内において、原則として環境に関する研究を実施する能力のある下記の機関に所属している研究者であること（国籍は問いません）。ただし、常勤・非常勤を問わず、予定される研究期間（例えば、環境問題対応型研究の場合は3年間）について所属研究機関が雇用の責任を負うことが保証されていること。

ア 国及び地方公共団体の試験研究機関

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校は含みません）

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人

エ 法律に基づき直接設立された法人、民間企業の研究所、その他の団体等、日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うもの

なお、「所属」とは雇用契約等の手段により所属機関として研究者に一定の責任を持つことを意味し、単に委員委嘱等により当該研究機関の活動に参画している場合は含みません。また、社会通念上学業に専念すべき大学院生等の学生は研究代表者として認められません。なお、上記「エ」に該当する機関の場合は、法人登記簿抄本の写し等の提出を求めることがあります。

② 提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有すること。

③ 「革新型研究開発（若手枠）」に応募する場合は、研究チームの研究代表者、研究分担者の年齢が、令和2年4月1日において40歳未満であること。（出産・育児による休業のため研究活動ができなかった者に対し、年齢制限を緩和する場合があります。該当する場合は、事前に機構へご相談ください。）

※以上のほか、本要領p11の「Ⅱ. 4. 重複応募の制限」をご確認ください。

※競争的資金制度においては、できるだけ多くの研究者が応募できることが望ましく、特定の

研究者への研究費の過度の集中を防ぐ必要があります。このため、エフォート（＝研究専従率：1年間の仕事時間を100%とした場合、当該研究課題の実施に必要とされる時間の配分率）の導入やe-Radによる資源配分のチェックが行われていることから、応募の際は研究分担が特定の研究者に偏ることのないようご留意ください。

※研究代表者・分担者は、可能な限り高いエフォートを確保してください。

（２）研究分担者の要件

研究分担者（研究に直接携わる者）は、現時点で国内の研究機関に所属している、又は推進費委託契約締結時点（令和2年5～6月頃予定）で所属予定の研究者とします。ここでいう「研究機関」及び「所属」とは、上記「（１）研究代表者の要件」に記載のとおりです。研究者の人事異動や、所属機関からの退職など、当該研究全般への責務を果たせなくなることが予測される場合は、速やかに申し出て下さい。なお、採択後に研究分担者の変更を行う場合、所定の様式による申請が必要となります。

研究分担者は、研究体制の構成メンバーとなり、研究成果報告書の担当部分について責任をもって執筆し、かつ、担当部分の研究進捗状況の照会に適切に回答できる者とします。研究分担者以外の研究者で、データ収集等によって当該研究への寄与がある場合は、研究協力者としてください。

○「雇用予定証明書」の提出

現在は研究機関に所属していないか、又は研究開始時点の所属機関（研究を実施する機関）とは異なる研究機関に所属する研究者については、研究代表者・分担者の要件を担保するため、応募様式を提出した後に、承認書等に加えて雇用予定証明書の送付を求める場合があります。なお、申請時点で研究分担者が確定していない場合は、採択後、確定した時点で確認を求める場合がありますのでご注意ください。

（３）承認書等の提出について

研究代表者及び研究分担者は、研究課題の担当部分について、責任をもって研究成果報告書を執筆し、かつ、進捗状況の照会に適切に回答できることが必要です。契約事務に関するトラブルを避けるため、研究代表者及び研究分担者のうちサブテマリーダーはあらかじめ次の①及び②の事項について、別添様式（承認書等）を用いて、各所属研究機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。

- ① 応募に係る研究課題を、所属する研究機関等の業務（公務等）として行う。
- ② 研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行う。

承認書等の提出について

ア e-Radにて、応募様式の末尾に研究代表者に係る承認書及び研究分担者のうちサブテマリーダーに係る承諾・承認書（押印済み）を添付した上でアップロードしてください（※）。
応募締切までに押印が間に合わない場合は、押印なしでアップロードした上で、令和元年

11月15日（金）までに押印済み原本の写しを下記あて先までメールでご提出ください。
なお、サブテマリーダーでない研究分担者については承諾・承認書の提出は不要ですが、
研究代表者等が必ず当該研究分担者の参画について所属機関からの了承を取り付けてくだ
さい。

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部 erca-suishinhi@erca.go.jp

※e-Radによる電子ファイルの提出について:e-Radではアップロードできるファイルは1つま
でとなります。申請書の最終ページの後に承認書等を添付し、1つのPDFファイルとしてア
ップロードしてください。

- イ 所属機関長の職・氏名・職印欄は、学部長、附置研究所等の部局の長が承認書等に関する
権限を委任されているときは、委任された者の氏名・職印で差し支えありません。
- ウ 原本は研究代表機関で保管してください。
- エ 国立試験研究機関に所属する研究者が応募する場合（研究分担者の場合を含む）は、所属
研究機関の担当窓口に加え、所管府省の担当窓口にも事前に応募書類を提出し、応募内容
（提案研究課題）が所属研究機関の既存の研究及び所管府省の既存の事業と重複していな
いことの確認を受けるとともに、応募の承諾も得てください。所管府省の承諾を得ずに応
募した場合、採択内定が取り消されることがあります。

（4）研究体制の要件（複数の研究者により研究チームを構成する場合）

推進費〔委託費〕における研究体制は、以下の2パターンを想定しています。

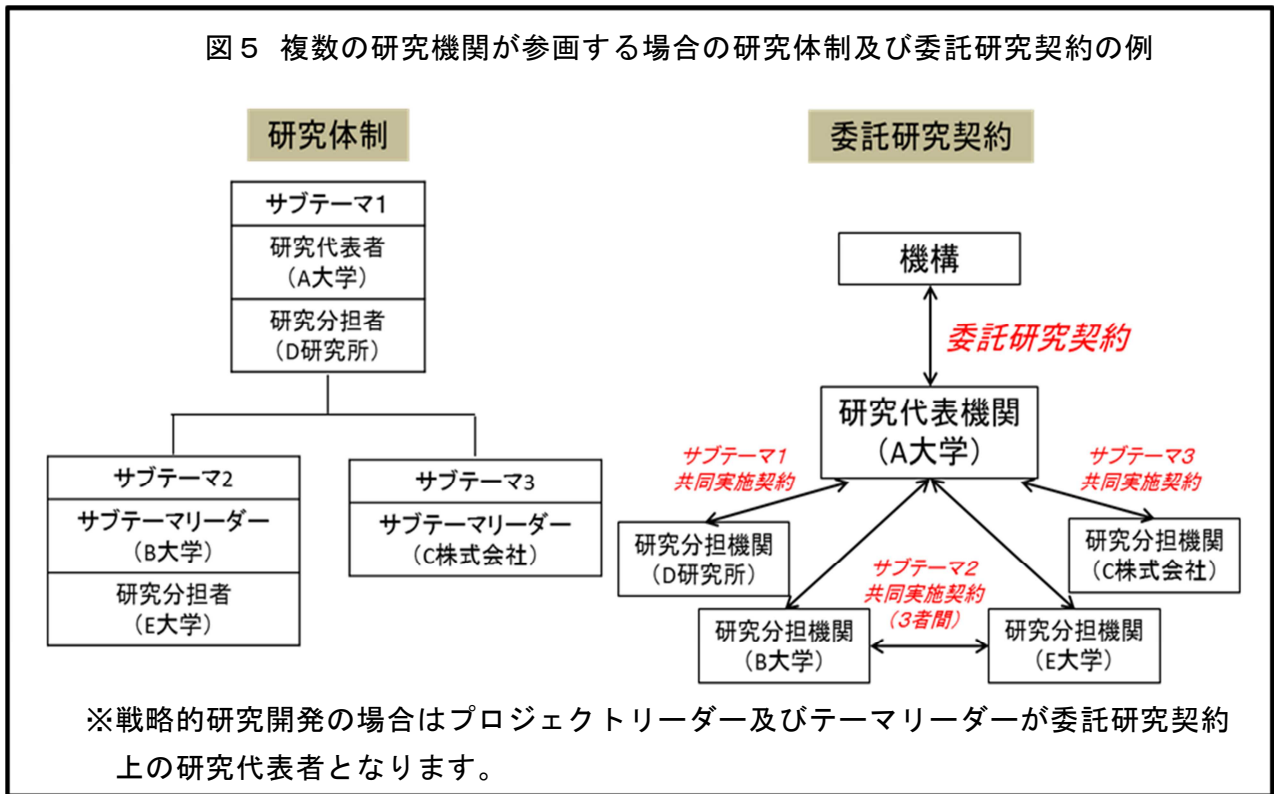
- ① 同一の研究機関（研究契約の締結において、同一の研究機関とされる範囲を想定）に所属
する研究者で構成する研究体制で応募する場合
- ② 研究の効率的・効果的推進の観点から、サブテマを設定し、単一の研究機関又は複数の
研究機関に所属する研究者で構成する研究体制で応募する場合

このうち、②の場合は、研究課題を構成するサブテマ数あるいは参画研究機関数に上限は
ありませんが、多過ぎる場合は研究代表者が責任をもって管理できなくなるとともに、研究資
金の細分化により研究の実施が非効率になる可能性がありますので、研究目標の達成上欠かせ
ないサブテマ数に限定してください。

複数の研究機関が参画する場合、責任体制を明確にするため、原則として各サブテマの契
約単位は1つの研究機関としますが、研究内容によって必要性が認められる場合は、1つのサ
ブテマを複数の研究機関で担当しても構いません。その場合、研究代表機関はサブテマ毎
に、参画する研究機関全てを含めた複数者間での共同実施契約を締結する必要があります（※
図5参照）。大学によっては、契約単位が学部レベルとなる場合もありますので、各自で契約
事務担当者に確認してください。

研究代表者は、サブテマの代表者のうち1人が就任し、研究課題全体の総責任者となりま
す。このため、研究代表者は、必ずいずれかのサブテマの代表者を兼任することになります。

図5 複数の研究機関が参画する場合の研究体制及び委託研究契約の例



なお、研究体制は、中間評価における指摘事項への対応が必要である、研究成果を上げるために体制を強化する必要がある、人事異動等のやむを得ない事情がある等理由のため機構が承認した場合を除き、原則として、応募時に登録されていない研究者や研究機関を途中で追加する等の変更はできません。

(5) 達成目標・計画・手法

申請書の「2 研究計画・方法」には、研究課題全体及びサブテーマ毎に、研究期間中の各年度の達成目標等（目標は定量的／検証可能な目標であることが必要です）を整理し、記述してください。研究課題の中間評価及び事後評価においては、この達成目標等に照らして、研究の進捗状況や目標の達成状況が評価されます。

3. 委託研究契約締結等に係る留意事項

(1) 委託契約の締結

研究課題の採択後、機構は、研究代表者（戦略的研究開発（Ⅰ）（Ⅱ）においてはプロジェクトリーダー（PL）及びテーマリーダー（TL））が所属する研究機関（以下「研究代表機関」という。）との間で研究実施に係る委託契約を締結します。また、研究代表機関と異なる研究機関（以下「研究分担機関」という。）で構成されるサブテーマを設置する場合（※）、研究代表機関は研究分担機関と共同実施契約を締結する必要があります（本要領 p25(4)を参照）。

委託契約の締結等に当たっては、採択時の委員会等の意見を踏まえ、目標や研究計画等の修正を求める場合があります。申請書に記載した経費内訳についても、委託契約の締結等に当たって機構内にて精査した結果、修正を求める場合があります。

また、締結日に関わらず、委託研究契約等の効力は4月1日に遡及するものとして、効力の発生以降、研究費を執行することができます。なお、大学や国立研究開発法人等と委託契約を締結するに当たっては、2年の複数年度契約を原則とし、2年度目は期初に変更契約を締結し、研究期間内で契約期間を1年ずつ延長します。

令和元年9月現在の委託研究・共同実施契約書の雛形及び事務処理説明書等は下記をご確認ください。

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_2.html

※戦略的研究開発（Ⅰ）（Ⅱ）の場合、公募の結果採択されたサブテーマは研究分担機関となり、PLまたはTLが所属する研究代表機関と共同実施契約を締結します。

（2）委託研究に係る研究課題における国又は地方自治体の研究機関の取り扱い

国公立研究機関等と研究課題に係る委託契約の締結等を行うに当たっては、当該研究機関の責任において、委託契約等開始までに当該予算措置等の手続きを確実に実施する必要があります。万が一、契約締結等の後に必要な措置の不履行が判明した場合には、委託契約の取消し・解除、委託費の全額又は一部の返還等の措置を求める場合があります。

※国公立研究機関等については、相当の事由に基づき当該機関に所属する研究代表者又は研究分担者が申し出た場合に限り、機構との協議を経て、機構から当該機関に所属する研究代表者又は研究分担者へ補助金を交付する方式をとることがあります。その場合、機構が定める補助金交付要綱等に従って執行していただくこととなります。

（3）委託研究における研究費の支払い

研究費は請求書に基づき、原則として均等分割払い（年2回払い）とします。ただし、当該年度における委託研究費の総額が40百万円以下の場合など一括払いとすることが可能な場合があります。

（4）委託研究における研究費の繰越

研究計画に関する諸条件に変更があった場合や予想外の気象変化があった場合など、当初予想し得なかったやむを得ない事由により、研究計画に変更が生じた場合、機構の承認を得ることを条件に委託費の残額を翌年度に繰越すことができます。

（5）年度末までの研究期間の確保

業務報告書の提出期限について、委託費の全部について概算払を受けた場合は、年度末までの研究の実施が可能となるよう翌年度の5月末日までとします。

（6）計上できる研究費

推進費〔委託費〕の研究契約は、機構と各研究代表機関との間における委託契約です。研究者に対する個人補助ではありません。また、複数の研究機関にまたがった研究体制を構成する場合、研究代表機関が研究分担機関と共同実施契約を締結する必要があり、研究分担機関が使用する研

究費を研究代表機関又は別の研究分担機関にまとめて計上することはできません（その逆についても同様）。

推進費〔委託費〕には、直接経費と間接経費があります。推進費〔委託費〕の直接経費の区分は、本要領p29の表3のとおりです。

間接経費とは、研究課題の実施にともない研究機関に必要となる管理等に係る経費を、直接経費に対する一定比率の額で手当することにより、競争的資金のより効果的・効率的な活用を促進するものです。また、間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用されることで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることにも役立ちます。現在、間接経費の上限額は直接経費の30%としています。主な用途については、本要領巻末の別表の例示をご参照ください。

※経費内訳の記入に当たって

直接経費では、土地の購入、建物の建設・修繕、研究機関における共通的な老朽備品の修繕・更新、推進費による研究課題の実施を目的としない物品等の購入経費は計上できません。応募の際は、おおよその研究費を記入いただき、研究課題の採択内定後にあらためて積算いただいた上で予算額を確定します。原則、経費明細は初年度分のみを提出いただきますが、2年度目以降の各年度経費が初年度を上回る場合には、その妥当性を確認するため、当該年度の経費内訳を提出してください。

（7）海外研究機関との連携に係る経費について

海外研究機関に所属する研究者と研究連携及び研究連携に係る費用（旅費、会議費等）を支出することができます。推進費の研究において、海外研究機関との連携が見込まれる場合は、申請書の「研究課題に関する追加情報」の「海外研究機関との研究連携への該当」において「該当する」を選択し、申請書の「2 研究計画・方法」にその内容について具体的に記入してください。

（8）キックオフ会合及びアドバイザリーボード会合の開催費用

初年度早期のキックオフ会合及び年度ごとにアドバイザリーボード会合を開催していただきますので、研究経費の積算に当たって考慮してください。詳細はp17「5）キックオフ会合、アドバイザリーボード会合の開催」をご確認ください。

（9）委託研究における知的財産の帰属

特許権等の研究開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。また、納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとします。この他の著作権等の扱いについては、契約書に定めることとします。

表3 推進費〔委託費〕において計上可能な直接経費の区分

費目		解説
直接経費（続く）	物品費	<p>設備備品費</p> <p>当該業務の目的遂行に必要な【備品】又は【資産】の購入費用。 【備品】…耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の物品 【資産】…耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上の物品 ※設備備品購入に当たっては、リース等の利用も検討し、研究計画に従った合理的な方法を選択してください。 ※リース等に係る経費は「その他（諸経費）」に計上すること。</p>
		<p>消耗品費</p> <p>当該業務の目的遂行に必要な【消耗品】の購入費用。 【消耗品】…試薬・材料・実験用動物等、取得価格10万円未満の物品や、取得価格10万円以上であっても1年の反復使用に耐えない物品 ※他事業の用途と合わせて購入する場合で、他事業分の経費と明確に区分できる場合は、当該事業に係る経費のみ計上可能。</p>
	人件費・謝金	<p>人件費</p> <p>当該業務に直接従事する研究者（博士研究員（ポスドク）等を含む）を当該研究機関の常勤研究者又は非常勤研究者として雇用するための経費及び賃金（補助作業的に当該事業の一部を担当するアルバイト、派遣社員、技術補佐員及び事務補佐員等を雇用するための経費）をいいます。 ※国立試験研究機関及び国からの交付金により人件費を手当てしている独立行政法人、国立大学法人等は、正規職員の研究者の人件費を計上することはできません。なお、ポスドク等の研究者の人件費については、申告したエフォートが人件費の積算根拠になります。</p>
		<p>謝金</p> <p>会議出席謝金、講演謝金、原稿執筆謝金及び被験者謝金等、研究への寄与に対する謝金をいいます。 ※研究代表者・研究分担者への謝金の計上はできません。</p>
旅費（続く）	<p>当該業務に直接従事する研究者及び補助作業的に研究等の一部を担当する者の国内又は国外への出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当及び旅行雑費等）をいいます。 ※当該研究に直接関係のない調査・研究に関する旅費は対象外です。 ※聴講のみの学会出席等に関する旅費は対象外です。 ※航空機の利用クラスは、エコノミークラスの往復割引運賃とします。 ※他事業分の出張と同一行程であっても、明確に区分できる場合（往路／復路など、どの事業に係る行程・経費か説明できるもの。）は、当該業務に係る経費のみ計上可能。 ※学生の出張は相当の理由がある場合のみとし、学生単独での滞在を含む外国旅費の計上は認めません。 ※委員等旅費（アドバイザー及び当該事業の協力を依頼した外部の研究者に支払う旅費）及び外国人招へい旅費（当該事業を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合において、当該外国</p>	

費 目		解 説	
直接経費（続き）	旅費（続き）	人の招聘に必要な旅費）も計上を認めます。	
	その他	外注費	試験・検査・調査業務・ソフトウェア製作費等、外注して実施する役務に係る経費をいいます。 ※原則、サブテーマ毎に直接経費の総額の1/2を超える額を計上することはできません。また、計上する場合は金額、内容を記載してください。
		印刷製本費	当該業務に直接必要な資料の印刷・製本等に係る経費で、写真代、図面コピー代、発表論文の別刷代及びCD-R等への焼付費用等がこれに該当します。
		会議費	当該業務に直接必要な会議等の開催に係る経費で、会場借料及び飲食代等がこれに該当します（1人当たり飲み物類：150円、弁当：1,500円以下）。
		通信運搬費	当該業務に直接必要な物品の運搬やデータの送受信等に係る経費で、郵便料、宅配便代、電話料及びインターネット使用料等がこれに該当します。
		光熱水料	当該業務に直接必要な機械装置等の運転に要した電気、水道及びガス等の経費をいいます。 ※当該業務に使用したことが事実であり、金額内訳が算出可能な場合に限り計上を認めます。
		その他（諸経費）	上記の各項目以外で、当該業務の実施に直接必要な経費をいい、消費税相当額、物品等のリース・レンタル料、学会参加費、データ・権利等使用料、振込手数料等がこれに該当します。
	留意事項	※研究代表機関又は研究分担機関が行うべき本質的な業務を外注費で実施することは原則できません。 ※委託研究契約は、消費税法上の「役務提供」に該当するため、委託研究費全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。そのため、人件費のほか、消費税不課税相当額（外国旅費等）について、消費税相当額として計上することができます。不課税取引等の課税区分判定については研究機関の取扱いに従ってください。ただし、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。	
共同実施費	研究課題に対して、複数の研究機関が参画する場合は、研究代表機関が機構と契約し、サブテーマを分担する研究分担機関は研究代表機関と共同実施契約を締結します。共同実施費とは、研究代表機関が研究分担機関に当該業務の一部を分担実施させるために配分する経費をいいます。共同実施費として計上できる経費の区分は本表に準じます。		

IV. 推進費〔補助金〕に関する事項

推進費〔補助金〕は、「技術開発実証・実用化事業」及び「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」（以下「次世代事業」という。）を公募します。

推進費〔補助金〕については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の定めるところによるほか、独立行政法人環境再生保全機構環境研究総合推進費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところにより交付します。

交付要綱については、以下サイト「関係規程」をご参照ください。

https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/r02_koubo_2.html

1. 公募区分の詳細

次世代事業の対象となる技術開発及び研究領域は以下のとおりです。

ア 技術開発実証・実用化事業

本事業は環境問題対応型研究で得られた技術開発または推進戦略において重点的に取り組むべき課題の解決に資する技術開発であって、本要領 p 3 の表 2 に記載する全ての研究対象領域において、産学連携等により、実証・実用化を図る事業（下記イに該当する事業を除く）を対象とします。

イ 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業

本事業は本要領 p 3 の表 2 のうち、「資源循環領域」に係る技術開発で、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成推進に関するもので、実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発する事業を対象とします。

○ア及びイのいずれの事業も対象となる技術開発として基礎研究及び応用研究が終了しており、必要最小限の設備による技術の実証をするものであり、既に開発された技術を用いた施設の整備を対象としたものではありません。また、機構の補助金において実施することが適当である技術開発が対象となり、開発された技術についてはその普及に努めなければなりません。

○応募に当たっては本要領 p 3 の表 2 に示す対応する重点課題を必ず申請書に記載してください。なお、行政ニーズの選択は任意です。

2. 公募要件

下記の①～⑫の要件を、全て満たす場合のみ応募できます。

- ① 事業期間が、3年以内であること。
- ② 応募者（以下「研究代表者」という。）は、次に掲げる組織・機関に所属している者で技術開発を実施する者であること。

ア 地方公共団体

- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校
 - ウ 民間企業（日本の法人格を有するものをいう。以下同じ。）
 - エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人
 - オ 法律により直接設立された法人
 - カ その他の団体（日本の法人格を有するものに限る。）
- ③ 当該事業は、共同で行うことも可能とする。上記「1.ア 技術開発実証・実用化事業」については、研究代表者が所属している組織・機関が民間企業以外の場合は、研究分担者に民間企業で技術開発を実施する者を参画させること。なお、研究代表者は、あらかじめ研究分担者の承諾を得ること。
 - ④ 法人の財務状況等により、事業の遂行に支障が予測されないこと。
 - ⑤ 既に関済された技術ではないこと。（事前に十分に調査しておくこと）
 - ⑥ 基礎研究及び応用研究が既に行われており、理論的に実現可能であること。
 - ⑦ 施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、当該事業とは異なる目的を有する施設の整備を行うものでないこと。
 - ⑧ 当該事業のための実証設備を設ける場合は、実用施設の概ね1／10程度の最小限の規模であること。
 - ⑨ 当該事業により設置した施設、整備した機器等は、当該事業に供されるためのものであって、目的外の使用、他者への譲渡は原則として認めない。
 - ⑩ 一人の研究者が研究代表者として応募できる研究は、推進費で1人当たり1件とします。
 - ⑪ 提案した計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有すること。
 - ⑫ 当該事業期間中の各年度の達成目標等（目標は定量的／検証可能な目標であることが必要です）を整理し、記述してください。研究課題の中間評価及び事後評価においては、この達成目標等に照らして、研究の進捗状況や目標の達成状況が評価されます。

承認書等の提出について

研究代表者及び研究分担者は、研究課題の担当部分について、責任をもって研究成果報告書を執筆し、かつ、進捗状況の照会に適切に回答できることが必要です。交付事務に関するトラブルを避けるため、研究代表者及び研究分担者はあらかじめ次の①及び②の事項について、別添様式（承認書等）を用いて、各所属研究機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）から応募の了解を得た上で応募してください。

- ① 応募に係る研究課題を所属する研究機関等の業務（公務等）として行う。
- ② 研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行う。

なお、所属機関長の職・氏名・職印欄は、学部長、附置研究所等の部局の長が承認書等に関する権限を委任されているときは、委任された者の氏名・職印で差し支えありません。

3. 補助金の応募に当たっての留意点

(1) 申請者について

応募に当たっては、必ず研究代表者が申請してください。

(2) 応募の方法

e-Radにより申請（アップロード）を行うとともに、添付書類を機構に提出（電子メール）してください。

【e-Radにより申請（アップロード）するもの】

- 令和2年度 環境研究総合推進費補助金 申請書
- 研究代表者及び研究分担者の所属研究機関の上司の承認書及び研究分担者の承諾書（いずれも別添様式により、押印済みのもの。原本は研究代表者が保管。）

【機構に電子メールで提出する添付書類】

- 廃棄物処理等のフローチャート（取り扱う廃棄物の処理等のフローチャート及び処理に伴い生じた廃棄物の処理に係るフローチャートを示すこと）（次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業に該当する場合のみ）
- 研究代表者及び分担者の所属する機関の直近の過去3年分の貸借対照表、損益計算書

※e-Radによる電子ファイルの提出について：e-Radではアップロードできるファイルは1つまでなので、申請書の後ろに承認承諾書等を添付し、1つのPDFファイルとしてアップロードしてください。

※審査にあたって、上記の資料書類以外に、法人登記簿抄本や法人税の納付すべき額に関する資料等の提出を求めることがあります。

（メール宛先）

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部 erca-suishinhi@erca.go.jp

（書類の提出に当たっての諸注意）

- ◇承認・承諾書について、応募締切までに押印が間に合わない場合は、押印なしでアップロードした上で、令和元年11月15日（金）までに押印済み原本の写しをメールでご提出ください。
- ◇用紙サイズは、原則としてA4版とします。原本がA4サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA4サイズで統一してください。
- ◇応募書類は返還致しません。
- ◇各書類は白黒で印刷されることを前提に作成してください。
- ◇各書類は原則として日本語で作成してください。
- ◇応募書類の不備による不利益について当方は一切の責任を負いません。

（メールにより提出する際の留意事項）

- ◇メールのサイズは1つのメールで最大10MBとしてください。制限を超過する場合はご相談ください。
- ◇メール件名は、「令和2次世代応募」（2は半角）としてください。
- ◇添付ファイル名は、法人名を使用し、（例：株式会社推進費の場合 [j2suishinhi01.docx]）のように、いずれも半角小文字で、[.docx] 等拡張子の前の文字数は会社名をローマ字8文字以内とし、それ以降は省略してください。また、会社名の前に「j2」を、後に2桁の通

し番号を付してください。1桁の場合は01等としてください。株式会社などの文字は省略してください。

◇添付書類についてはPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。

◇添付ファイルは、原則自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。

4. 補助金の交付決定等に係る留意事項

(1) 補助金の交付決定

研究課題の採択後、機構は、補助事業者（推進費における研究代表者）へ交付決定します。令和元年9月現在の補助事業事務処理説明書等は下記をご確認ください。

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_3.html

(2) 交付決定の条件等

1) 補助金の法的根拠

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）を準用し執行します。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取消し、返還等、処分が行われますので十分ご注意ください。

2) 補助金の交付決定を受ける者

この補助金の交付申請を行い、機構理事長から交付決定を受ける者は、研究代表者又は研究代表者の所属機関の長です。前者の場合、補助事業の実施者（以下「補助事業者」という。）は研究代表者個人であり、後者の場合、補助事業者は所属機関である法人となります。補助事業に係る自己資金拠出者によりご判断ください。

3) 補助金の交付額

予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費の1/2以下の補助金が交付されません。補助金の交付額は2億円以下/年となります。ただし、補助対象経費の額が5百万円/年に満たない場合は、交付決定の対象にはなりません。

4) 補助金の管理

補助金の管理は、補助事業者が個人である場合はその所属機関の長に事務委任をして行ってください。補助事業者が法人である場合は、当該法人が管理を行ってください。

5) 消費税等の計上

消費税及び地方消費税の計上は可能です。ただし、補助事業者が法人である場合、当該補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により推進費〔補助金〕に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の相当額を機構へ返還していただきますので、ご注意ください。

(3) 年度末までの研究期間の確保

業務報告書の提出期限について、補助金の全部について概算払を受けた場合は、年度末までの研究の実施が可能となるよう翌年度の5月末日までとします。

(4) 補助対象経費

当該補助事業の実施に直接必要な経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。また、下表に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、ご注意ください。

補助対象経費には、直接経費及び間接経費があります。推進費〔補助金〕の直接経費の区分は、本要領p36表4のとおりです。

間接経費とは、研究課題の実施にともない研究機関に必要となる管理等に係る経費を、直接経費に対する一定比率の額で手当することにより、競争的資金のより効果的・効率的な活用を促進するものです。また、間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用されることで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることにも役立ちます。現在、間接経費の上限額は直接経費の30%としています。なお、間接経費の主な用途については、本要領巻末の別表の例示をご参照ください。

(5) 海外研究機関との連携に係る経費について

海外研究機関に所属する研究者と研究連携及び研究連携に係る費用（旅費、会議費等）を支出することができます。推進費の研究において、海外研究機関との連携が見込まれる場合は、申請書の「研究課題に関する追加情報」の「海外研究機関との研究連携への該当」において「該当する」を選択し、申請書の「2 研究計画・方法」にその内容について具体的に記入してください。

(6) キックオフ会合及びアドバイザーボード会合の開催費用

採択後はキックオフ会合及びアドバイザーボード会合を開催していただきますので、研究経費の積算に当たって考慮してください。詳細はp17「5) キックオフ会合、アドバイザーボード会合の開催」をご確認ください。

(7) 補助事業における知的財産の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(8) 成果の公表

この事業により得られた成果は、機構が公表するとともに、優良なものについては積極的に成果の普及に努めます。

(9) 事業化の努力

事業終了後、応募者は成果の事業化に努めなければなりません。また、事業終了後5年間、毎年度機構に事業化状況について報告してください。

表4 推進費〔補助金〕において計上可能な直接経費の区分

費目		解説
直接経費（続く）	物品費	<p>設備備品費</p> <p>当該事業に必要な【備品】又は【資産】の購入費用。 【備品】…耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の物品 【資産】…耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上の物品 ※設備備品購入に当たっては、リース等の利用も検討し、研究計画に従った合理的な方法を選択してください。 ※リース等に係る経費は「その他（諸経費）」に計上すること。</p>
	物品費	<p>消耗品費</p> <p>当該事業に必要な【消耗品】の購入費用。 ※【消耗品】…試薬・材料・実験用動物等、取得価格10万円未満の物品や、取得価格10万円以上であっても1年の反復使用に耐えない物品</p>
	人件費・謝金	<p>人件費</p> <p>当該事業に直接従事する研究者（ポスドク等を含む）を当該研究機関の常勤研究者又は非常勤研究者として雇用するための経費及び賃金（補助作業的に当該事業の一部を担当するアルバイト、派遣社員、技術補佐員及び事務補佐員等を雇用するための経費）をいいます。 ※国立試験研究機関及び国からの交付金により人件費を手当てしている独立行政法人、国立大学法人等は、正規職員の研究者の人件費を計上することはできません。なお、ポスドク等の研究者の人件費については、申告したエフォートが人件費の積算根拠になります。</p>
	人件費・謝金	<p>謝金</p> <p>会議出席謝金、講演謝金、原稿執筆謝金及び被験者謝金等、当該事業への寄与に対する謝金をいいます。 ※研究代表者及び研究分担者への謝金の計上はできません。</p>
旅費（続く）	<p>旅費（続く）</p> <p>当該事業に直接従事する研究者及び補助作業的に当該事業の一部を担当する者の国内又は国外への出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当及び旅行雑費等）をいいます。 ※当該事業に直接関係のない調査・研究に関する旅費は対象外です。 ※聴講のみの学会出席等に関する旅費は対象外です。 ※航空機の利用クラスは、エコノミークラスの往復割引運賃とします。 ※他事業分の出張と同一行程であっても、明確に区分できる場合（往路／復路など、どの事業に係る行程・経費か説明できるもの。）は、当該事業に係る経費のみ計上可能。 ※学生の出張は相当の理由がある場合のみとし、学生単独での滞在を含む外国旅費の計上は認めません。 ※委員等旅費（アドバイザー及び当該事業の協力を依頼した外部の研究者に支払う旅費）及び外国人招へい旅費（当該事業を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合において、当該外国人の招聘に必要な旅費）も計上を認めます。</p>	

費 目		解 説
直接経費 (続き)	その他	外注費 試験・検査・調査業務・ソフトウェア製作費等、外注して実施する役割に係る経費をいいます。※原則、直接経費の総額の1/2を超える額を計上することはできません。また、計上する場合は金額、内容を記載してください。 ※研究代表機関又は研究分担機関が行うべき本質的な業務を外注費で実施することはできません。
		印刷製本費 当該事業に直接必要な資料の印刷・製本等に係る経費で、写真代、図面コピー代、発表論文の別刷代及びCD-R等への焼付費用等がこれに該当します。
		会議費 当該事業に直接必要な会議等の開催に係る経費で、会場借料及び飲食代等がこれに該当します(1人当たり飲み物類：150円、弁当：1,500円以下)。
		通信運搬費 当該事業に直接必要な物品の運搬やデータの送受信等に係る経費で、郵便料、宅配便代、電話料及びインターネット使用料等がこれに該当します。
		光熱水料 当該事業に直接必要な機械装置等の運転に要した電気、水道及びガス等の経費をいいます。 ※当該事業に使用したことが確実であり、金額内訳が算出可能な場合に限り計上を認めます。
		その他 (諸経費) 上記の各項目以外で、当該事業の実施に直接必要な経費をいい、物品等のリース・レンタル料、学会参加費、データ・権利等使用料及び振込手数料等がこれに該当します。

<補助対象とならない経費>

- ◇当該事業に必要な用地の確保に要する経費
- ◇建屋の建設(簡易なものを除く)に係る経費
- ◇机、椅子、複写機等研究者が属する機関で通常備えるべき設備品や文房具類、パソコン、プリンタ等汎用性の高い物品を購入するための経費は事業の目的遂行に必要と認められる場合に限り補助の対象となります。
- ◇当該事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- ◇当該事業中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ◇当該事業により排出された廃棄物の処理に要する経費
- ◇当該事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ◇その他、当該事業の実施に関連性のない経費

(別表) 間接経費の主な用途の例示

研究機関において、当該研究課題遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とします。

分類	該当する主な用途の例
管理部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費 －管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など
研究部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> －共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料） －特許関連経費 －研究棟の整備、維持及び運営経費 －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費 －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費 －設備の整備、維持及び運営経費 －ネットワークの整備、維持及び運営経費 －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費 －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費 －図書館の整備、維持及び運営経費 －ほ場の整備、維持及び運営経費 など
その他の関連する事業部門に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> －研究成果展開事業に係る経費 －広報事業に係る経費 など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能です。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

V. 公募に関するお問い合わせ先

【公募要領・各種様式、公募説明会情報等掲載先】

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進費ウェブサイト

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/>

機構及び環境省へのお問い合わせは、原則として電子メールにてお願いします。

なお、電子メールの件名（題名）の先頭に必ず【公募問い合わせ】と記してください（記載がない場合、迷惑メール扱いになりチェックできない可能性があります）。

お電話でお問い合わせいただいた場合でも、メールでの対応をお願いすることがあります。

お問い合わせ先一覧

お問い合わせ内容	担当部局 連絡先e-mail等
環境研究総合推進費全般について	(独) 環境再生保全機構 環境研究総合推進部 erca-suishinhi@erca.go.jp 03-3237-6600(※)
行政ニーズについて	環境省 大臣官房総合政策課環境研究技術室 so-suishin@env.go.jp
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法について	e-Radヘルプデスク 0570-066-877 (9:00~18:00 (※)) https://www.e-rad.go.jp/contact.html

※土日祝、年末年始を除く

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル3階
独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部

E-mail : erca-suishinhi@erca.go.jp

Tel : 03-3237-6600

Fax : 03-3237-6610

